

東京都中小企業経営支援融資（経営セーフ）の案内

（平成25年台風26号に伴う被害）

1 目的

外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けている都内の中小企業者及び組合に対し、長期かつ低利の融資をすることにより、経営の安定を図ることを目的とする。

2 融資対象

次の（1）から（3）を全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）大島町内に事業所（住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営み、事業税その他租税の未申告、滞納がないこと。（完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない。）
- （3）セーフティネット保証に係る区市町村長の認定（信用保険法第2条第5項第4号の認定）を受けたこと。

※ セーフティネット保証（4号）の認定要件

以下の2点に該当すること。

- ・大島町において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ・最近1か月の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

3 融資条件

(1) 資金用途	運転資金・設備資金												
(2) 融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）※〔一般保証枠とは別枠〕												
(3) 融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）												
(4) 融資利率 （年）	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>融資期間</td> <td>3年以内</td> <td>1.5%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3年超5年以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5年超7年以内</td> <td>1.8%以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7年超</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </table>	融資期間	3年以内	1.5%以内		3年超5年以内	1.6%以内		5年超7年以内	1.8%以内		7年超	2.0%以内
融資期間	3年以内	1.5%以内											
	3年超5年以内	1.6%以内											
	5年超7年以内	1.8%以内											
	7年超	2.0%以内											
(5) 返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内） ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。												
(6) 融資形式	証書貸付とする。 なお、1年以内の場合は手形貸付とすることができる。												
(7) 信用保証	保証協会の信用保証を要する。												
(8) 信用保証料	保証協会の定めるところによる。 ただし、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。												
(9) 保証人	（法人）原則として代表者 （個人）原則として不要 （組合）原則として代表理事												
(10) 物的担保	この融資の保証を含めて、セーフティネット保証の合計残高が8,000万円以下の場合は、原則として無担保とする。												

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付期間

平成 25 年 11 月 15 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

※ 災害が発生した平成 25 年 10 月 16 日に遡及して適用します。

なお、平成 27 年度の取扱いについては、別途ホームページ等で案内します。

(2) 融資申込受付機関及び融資あっ旋申込受付機関

- ア 取扱指定金融機関
- イ 東京信用保証協会
- ウ 商工会議所
- エ 商工会
- オ 東京都商工会連合会
- カ 公益財団法人東京都中小企業振興公社
- キ 東京都各支庁
- ク 東京都産業労働局金融部金融課

(3) 融資申込みに必要な書類

- | | |
|---|-------|
| ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書
(保証協会及びあっ旋機関から申し込む場合は、融資あっ旋用) | 各 1 部 |
| イ 個人情報の取扱いに関する同意書 | 2 部 |
| ウ 確定申告書 (決算書) の写し (原則直近 2 期分) | 2 部 |
| エ 法人税又は事業税 (個人は所得税) の納税証明書 | 1 部 |
| オ 法人の場合は商業登記簿謄本 | 1 部 |
| カ 申込人及び連帯保証人の印鑑証明書 | 各 1 部 |
| キ セーフティネット保証 (4 号) に係る認定書 | 1 部 |

5 返済猶予措置

り災した中小企業者等からの申出により、既往債務 (東京都制度融資の融資残額) について返済猶予を個々の状況に応じて取り扱いますので、借受先金融機関の窓口で御相談ください。

6 その他

融資のご利用については、4 (2) の各機関にご相談ください。

(問い合わせ先)

東京都大島支庁産業課	0 4 9 9 2 (2) 4 4 3 1
東京都産業労働局金融部金融課	0 3 (5 3 2 0) 4 8 7 7